

道路上における物損事故に係る損害賠償額の専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 8 年（2026 年）8 月 27 日

提出者 町田市長 稲垣 康 治

専決処分書

道路上における物損事故に係る損害賠償額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和8年（2026年）7月6日

町田市長 稲垣 康治

損害賠償の額の決定について

道路上における物損事故に係る損害賠償の額を次のとおり決定する。

- | | | |
|---|---------|---|
| 1 | 事故発生年月日 | 2026年4月7日 |
| 2 | 事故発生場所 | 東京都町田市忠生2-21-10先 |
| 3 | 事故の概要 | 市が管理する道路上で、町田市資源協同組合の職員が運転する被害者名義の車両が路肩に幅寄せを行った際に、U字溝のグレーチング蓋が跳ね上がり当該車両を破損させたもの |
| 4 | 事故の種別 | 物損事故 |
| 5 | 被害者の住所 | 東京都町田市真光寺町11番地 |
| 6 | 被害者の氏名 | 内藤産業 株式会社 代表取締役 内藤 信也 |
| 7 | 損害賠償の額 | 634,385円 |